

ソーシャルワーク専門職定義の変遷と現状 —社会倫理学・政治思想的含意に関わる一考察—

横田 恵子^{*1} 大北 全俊^{*2}

The Evolution of the Definition of Social Work as a Specialization:
Its Ethical and Political Philosophical Implications

YOKOTA Keiko^{*1} OKITA Taketoshi^{*2}

*1 神戸女学院大学 文学部 総合文化学科 教授

*2 大阪大学大学院 文学研究科 助教

連絡先：横田恵子 〒662-8505 西宮市岡田山4-1 神戸女学院大学文学部総合文化学科
yokota@mail.kobe-c.ac.jp

要　　旨

ソーシャルワーク実践の目的・対象・価値・方法は、その時々の時代の影響下で変わって来た。本稿では、その中でも国際ソーシャルワーカー連盟（International Federation of Social Workers）が2001年に改定し、現在も使用しているソーシャルワーク専門職の定義について、社会倫理学および政治思想の側面から吟味を加えることを目的としている。具体的には、現行の定義中にある「人間の福利（well-being）を増進する（enhance）」という一文を中心に取り上げ、社会倫理学的、政治思想的側面から検討を加えた。

キーワード：ソーシャルワーク専門職、政治思想、社会倫理学、人権と社会正義

Abstract

The field of social work and its practice has undergone many changes over the years, redefining its purpose, its target populations, and its methodology in order to reflect changing times. This article provides an analysis of the current definition of social work as a specialization, a definition that was revised in 2001 by the International Federation of Social Workers. Implications of the definition are discussed from an ethical as well as political philosophical perspective with a specific focus on the definition's emphasis on "enhancing people's well-being."

Key words: Social work profession, Political philosophy, Ethics, Human rights and social justice

はじめに

現代のケアの定義が全人的、多層的支援を謳うことはもはや周知のことである。特にWHO(2002)によってケアが定義されて以来、医療現場でさえ身体ケア以外の次元一すなわち心理社会的次元¹⁾一でのケアが語られることが一般的になった。

高度専門職による階層的な分業制を敷く医療現場ではあるが、多層・多元的なケア実践が要求されるようになると、身体ケア以外の領域を「誰が/どのような専門性をもって」行うのか、という「ケアの専門性と卓越性」に関わる議論が、看護職を中心にさらなる関心を集めようになってきた(安部・有馬, 2009)。

一方、上記のような専門職論議は、臨床心理や社会福祉領域では19世紀末から模索され続けている。その議論に看護職が加わることによって、従来から心理社会的支援専門職を自認してきた心理職や福祉職は、以前にも増して職能定義と制度整備に力を注がざるを得なくなり、現在に至っている²⁾。

本論では、上記ケア従事職のうち福祉職に注目し、ソーシャルワークと総称されるその職能が規定する専門職定義を取りあげる。次章(第一章)では、ソーシャルワーク専門職定義が19世紀西欧世界で発祥し、近代化の拡散とともにグローバルに広がる中で変遷を繰り返す様を概観する。第二章では、現行のソーシャルワーク専門職の世界定義(2001年度版)に焦点を当て、その内容に社会倫理学的・政治思想的な側面から検討を加え、ソーシャルワーク実践の専門性が様々な概念を曖昧に使用することで成り立っていることを明らかにする。

1. ソーシャルワーク専門職定義の変遷

イギリス都市部の救貧活動の始まりから数えれば400年を越え、慈善福祉協会(COS)成立を端緒とする専門特化の動きから捉えるとしても150年以上になるにもかかわらず、心理・社会的支援を請け負うソーシャルワークは未だにその自己定義すらままならない(Holosko, M. J., 2003)。この領域における卓越性・専門性を巡る議論の錯綜は、数多ある専門職の中でも独特なもので、その錯綜ぶりが職能への信頼性すら不確かなものにしているように思われる。しかしこの事態は、心理社会的支援が人々の幸福に資する社会的な実践である以上、それぞれの時代の価値観・枠組みを越えることができない活動の性質ゆえに招かれたものであろう。

ちなみにHoloskoは、定義変遷の過程を明らかにするに当たり、1950年代を分水嶺として、それ以前/以後を分けている。1950年代は、すでにソーシャルワーク実践の中心地となっていたアメリカで、ソーシャルワーカーの様々な職能団体が集合して全米ソーシャルワーカー協会

1) WHOの定義では「精神的・社会的・靈的ケア」とされるが、本論では通常使用される「心理・社会的ケア」という語彙を使用する。

2) 日本の場合、1987年に「社会福祉士および介護福祉士法」が制定され、福祉職が名称独占資格として成立した。さらに1988年には日本臨床心理士会による臨床心理士制度が運用開始となっている。

(NASW) を立ち上げた時期である。そして NASW は、1958年にソーシャルワーク実践が科学的合理性をもった対人支援技法の集積であると職能定義を試みた。その後ソーシャルワーク実践の定義は、概ねこの定義を前提として細かな内容を変化させている。

これ以前、ソーシャルワークはいわゆる慈善活動と見なされていた。援用された枠組みは社会改良 (social reform) であり、博愛 (philanthropy) 概念である。ただしその根底にある価値観は、20世紀初頭に宗教的なものから科学的なものへと移行しており、それによりソーシャルワークの職能はオペレーションナルな因子で構成される総体へと変容を遂げる。すなわち実証主義の是認により、社会改良ではなく、家族や個人の変容を基本とする計測可能なスケールでの幸福追求（ケースワーク）を志向するようになったのである。

さらに科学的で合理的な価値観に基づくことで、心理社会的支援行為は標準化される。すなわち個々人の卓越性に依拠するのではなく、いくつかの技能に分けて教育・伝達可能な技術（スキル）になったのである。「教育・伝達可能な標準化された技能体系を有する」ことは専門職的一大要件であり、1958年の専門性定義への伏線となる流れであろう。

NASW の最初の専門職定義後、1960年代には公民権運動を背景に権利擁護の視点が論じられる経過があり、1970年代には生態学の影響下「ヒトと環境」の関係性への言及が見られるようになった。1976年以降、NASW は定義の見直しに向けての討議に入る。その背景には、1970年代後半になって急激に対人支援サービスの社会的需要が増加したことにある。そしてその状況の中では、当時のソーシャルワーク専門職定義では他の競合する対人支援職に太刀打ちできない、という認識に基づくものであった (Hokosko, 前掲論文)。

この時期に再確認されたことは、ソーシャルワーク実践は①救貧というミッションを担うと言う点であり、さらに②専門職だけでなく社会施策や支援サービス、そしてそれを行う機関に付与すべき価値規範の重要性、③ヒトを環境とのかかわりの中に布置して遇し、その状況の変化を企図した介入、④社会機能の回復を志向した戦略、⑤ソーシャルワーク実践の社会的認知の確保、⑥実践のグローバル性の認識、⑦適切で時期を得た介入手法の適用、そして⑧リサーチと評価の重要性を認識することであった (Holosko, 前掲論文)。

1980年代に入ると、テクノロジーの急速な発達や膨大な人・モノの移動が顕著となり、ソーシャルワーク専門職定義はグローバルなものとして、国際ソーシャルワーカー連盟 (IISW) によって新たに定義づけられる必要に迫られる。以下の内容は、1982年当時、44か国の加盟メンバー国によって承認された定義にかかるコメントである：

ソーシャルワークの目的は多重性を帯びている。その達成は、平等主義、人道主義、科学的合理性にコミットすることで再び実現を見た。人と環境との交互作用に介入する手法が中心的な専門実践と位置づけられ、ジェネリックなアプローチと専門特化したアプローチの本質が明確にされた。このたび制定されたこの国際規約が、相互依存という概念を強調していることは明白である。世界中の最前線の実践家の賛同を得るために、この規約では、我々の職業が持つべき国際的な多元主義を明確にした概念フレームを使用しなければならない (Ramsay, 1988, p. 71)。

その後、2001年に改定された定義は以下のように内容となっている；

ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェル・ビーイング）³⁾の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人々がその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。（定訳：日本社会福祉士会）

次章ではこの現行定義の内容について、社会倫理学的、政治思想的な側面から考察を加えた。

2. 現行定義（2001）の概念検討

2-1 ソーシャルワーク概念の内在的検討の必要性

前章で概観したように、ソーシャルワークの専門職定義は、「それが何であるか」が決定的には定まらないまま、各時代の主要な概念を取り入れてきた。1950年代には科学的合理性をうたい、1960年代には権利擁護を、さらに1970年代には生態学的視点を強く押し出している。

さらに1980年代以降は、これら3つの概念をグローバル多元主義の中に入れ込んで現在に至る。現状の定義は、それらすべてを原文（英語）にして54語、日本語訳では186字の中に詰め込んだ形となっており、詳細に吟味していくばかつての Ramsay の指摘のごとく、さまざまな概念がまとめて織り込まれていることが見えてくる。それらはすなわち、①人間の福利（ウェル・ビーイング）の増進、②社会の変革、③人間関係における問題解決、④人々のエンパワーメントと解放、⑤人々と環境との相互作用とその接点への介入、⑥人権と社会正義である。

Hare, I (2004) は、上記概念それぞれについて社会福祉学的観点からコメントを加えているが、いずれも全米ソーシャルワーク協会版倫理コード（1996年版）や国連諸機関による定義文の引用にとどまり、それ以上の吟味をしていない。Hare 論文同様、多くのソーシャルワーク研究ではその実践・行為が寄って立つところの規範理論について、深い吟味がされてこなかった。それよりも前章末尾に掲載した IFSW 国際定義（2001）が言明するとおり「人間の行動と社会システムに関する理論を利用して」——すなわち社会科学の諸理論を礎とした、その行為の正当性の根拠を示そうとしてきた。しかし中村（2011）が指摘しているように、社会科学に依拠した根拠作りは、あくまでも行為の観察的記述にとどまる。実際には制度と道徳の狭間で比較考量を余儀なくされることもあり⁴⁾、そうなれば科学的根拠を持った説明では「そうせざるを得ない生身の人間同士の関わり」をも含むソーシャルワーク実践の説明としては不足であり、表層的にとどまるため、説得力は弱いだろう。より内在的な論拠を求めるならば、それはやはり哲学や倫理学領域からのアプローチを試みるほかないのでないか。

3) ウェル・ビーイング（well-being）は「福祉」や「善き生き方」などと訳される場合もある。

4) たとえば、国公立医療機関の職員が不法滞在の外国人に対応する場合は、入管法による通報義務と医療従事者としての「応召義務」の比較考量をすることになる。

2-2 ソーシャルワーク国際定義（2001）に記載されている諸概念の社会倫理学・政治思想的吟味：「人間の福利（ウェル・ビーイング）の増進」を中心に

現行のソーシャルワーク専門職定義は、その職能を持って行う様々な行為（社会変革や人間関係の調整、人々のエンパワーメントと解放など）の目的を「人間の福利（ウェル・ビーイング）の増進」である、と明言している。日本語定訳では「福利」とされているウェル・ビーイングだが、原文（英語）全体を勘案してこれを福利とのみ解するのではなく、「よりよき生」としての「幸福」と考えるならば、ソーシャルワーク専門職定義は幸福主義的価値観の表明と考えることが出来る。そこで本節では、この概念の読み解きを中心にソーシャルワーク実践が根拠とする概念が含む多義的な様相を明らかにし、実践レベルで認識すべき点を指摘する。

2-2-1 「人間」とは誰を指し/含むのか

ソーシャルワーク実践者が行為の対象とする人間とは誰のことなのか。我が国では従来、実践レベルでは「（社会福祉の）対象者」「（福祉サービスの）利用者」と言い慣わされて久しい。一方法制度では「国民全体」（社会福祉事業法、2000年改正）、そして福祉学界では単に「主体」と表現されて来た⁵⁾。これらは微妙に差し示す範囲が異なっている。たとえば、制度が指す「国民」には外国籍住民は含まれないが、福祉サービスの利用者には含まれる。このようにズレが生じる事例では、ソーシャルワーク実践者が制度と目の前の現実との狭間でディレンマの解決を強いられることになる。そして、どのような規範理論に依拠するかで実践者の次の行動が左右されることもあり得るだろう。

2-2-2 「福利（ウェル・ビーイング）」の多義性

福祉実践レベルでの本概念は、昨今ではSen. Aの「潜在能力アプローチ」に依拠して論じられることが多い。潜在能力アプローチは「ひとが自ら価値ある機能を選択し、組み合わせ成し遂げる」ことを志向する。

我が国においては、2000年以降順次法改正を伴って社会福祉基礎構造改革が成されてきた。この制度改正は、社会福祉サービス利用者の視点や権利の重視に力点を置きながら福祉サービスの量的拡大を目指すものだったため、これ以降の福祉・ソーシャルワーク実践界には「当事者の自己決定」という言説が急増した。それに伴いその「正しさ」を巡る論も出現する。すなわち「個人の自由な決定と社会規範との関係」に関わる論である。

潜在能力アプローチ概念は、この時期のソーシャルワーク実践の急転換（=専門家による措置によるサービス決定から利用者の主体的判断による選択的決定へ）を裏支える援助原則として理解しやすかったと思われる。しかし潜在能力アプローチ概念だけを単独で取りだし、ソーシャルワークの規範としてあてはめるのはややナイーブではないか。近接領域である政治思想や社会倫理学では、功利主義やその応答的立場までさかのぼり、様々な「幸福」概念の検討をした上で規範理論を検討するのが常態である。中村（2000）の指摘にあるように、ソーシャルワークの定義に際しても、その再吟味が必要だろう。

中村（前掲論文）の場合は、センの基本的潜在能力という概念装置を援用するのは「well-

5) 日本の福祉学界でこのような概念を吟味する領域は「社会福祉原論」とカテゴライズされ、岡村重夫（1906-2001）による体系が、概ね議論の前提として（批判的吟味の場合も含めて）用いる。

beingとしての福祉という概念をさしあたり明確化する（p.57）」ためである、と自覚的に述べている。そして論文中では、戦後日本社会がたどって来た経済・社会的文脈の変化とそれに沿った社会福祉の特質—特に国家主導型の救貧・措置型の政策から低成長期を経て新自由主義的な市場化への傾斜に至る流れ—を踏まえた上で、個人の「自由な選択」「(不)平等」「正義」「公共領域概念の再構築」という諸概念を再検討しつつ論を進めることができることを、R. Nozick, J. Rawls, M. Sandelなどを援用しつつ示している。

2-2-3 「増進」されるべき福利と再分配の問題：倫理学的視点からの概念再吟味

福祉、特にソーシャルワーク実践の文脈では、福利（ウェル・ビーイング）の増進は富や資源の再分配の問題と表裏一体である。その際に「どのような再分配であれば価値中立的なのか」という問い合わせに対する解はひとつにはならない。ソーシャルワーク実践の場では、実践者はその場に応じた正しさを説明可能な根拠を持って選び、実践せざるを得ないが、そうしているという自覚は希薄なように思われる⁶⁾。言い換えるなら、実践レベルでは、行為の裏付けとなる信念や価値が、自文化の規範の中で問われるまでもない「あたりまえ」として潜在化し、自らが選び取った行為の「正しさ」の根拠を問うことがないということである。しかし、現代のようなグローバルかつ多元化した社会では、様々な行為の正しさがディレンマを生み、それらの狭間で決定を促される場面も考えられるため、根底からの再吟味が強く要請される。

吟味の手段としては、「功利主義的人間観」とそれへの批判的応答を追うことで、様々な正しさを俯瞰する手法が妥当であろう（川村, 2002; 鬼玉, 2012）。

2-2-4 「自由・平等・共通善」を吟味することで指し示される「人間の福利の増進」

現代の多くのソーシャルワーク規範理論は、リベラルな正義論を中心に据え、そこに対抗原理と位置付けたリバタリアニズムとコミュニタリアニズムを加え、中心的規範理論としている（小山, 2006）。加えて近年では、家族などの私的領域を論じるときにはフェミニズムを、ボランティア活動などを含む市民的公共性を論じるときにはシティズンシップ論を、グローバルな人の移動と移住者の人権を論じるときには多文化主義を上記モデルとともに援用することも多い。

このような捉え方は、「平等」と「自由」を左右の両極概念と捉え、さまざまな理論をこの上の適切な場所に布置するというリニアかつハイブリッドなモデルと考えられ、ソーシャルワークの援助原理を教えるカリキュラムでは典型でもある。しかし、見ようによつては「場当たり的」とも取られかねない。

現在ソーシャルワーク実践が行っているような「その場に応じた諸価値の併用」という方法は、上記のような教育カリキュラムの結果でもあるのだが、一見グローバル社会に対応して「価値の多元化」を体現しているように見えつつもその実は、「自由と平等は相反する概念かどうか」という根本的な規範の吟味をしていないことになり、実践家が拠り所とする規範理論のありようとしては心もとない。

「自由・平等・共通善」を系譜をたどりつつ検討し、「再分配の政治」について吟味してこそ、

6) 典型的には、子どもの問題行動や女性の暴力被害に対峙する実践者が、近代家族の枠組みを無意識に前提として事を進めることが挙げられよう。

現在（多文化主義やフェミニズムなどで）取りざたされることが多い「承認の政治」の問題を考えることが出来るのではないか。さらにそれぞれの位置づけを俯瞰するには、経時的にまず功利主義を意識し、それへの応答としてさまざまな規範理論を把握するべきではないだろうか。

功利主義が示す「正しさ」は「出来るだけ多くの人々が出来るだけ幸福になること」が是であり、しかも各人が一人として公平に扱われるという点において、ソーシャルワーク実践に寄与するものである。しかし現代社会においては、その有用性を發揮出来る場面は限られており、具体的には危機的状況における資源の再分配時に限られるであろう⁷⁾。また、功利主義のある種の理解では、多くの人々の幸福に寄与しない場合はその行為は認められない。しかし人は、幸福の最大化に寄与しないという理由で、自らがコミットしている意味ある行為を止めることができるのであろうか。さらに多数派に寄与しないと言う理由で人の行為を止めることは、少数者の権利の剥奪にもなり、現代社会での道徳的な感覚とは相いれないものである。多数派にとって受け入れがたい価値も含む主張の是認（承認の政治）は、功利主義に単を發する（再）分配の政治では測り得ない。

功利主義への批判的応答としてまず挙げるべきはリベラリズムの正義論であろう。J. Rawls を筆頭にリベラリズムの立場からの功利主義批判は、①功利主義の合理的選択が多様性をそぎ落としてマイノリティが切り落とされる危険性、②合理的で効率的な「最も多くの人々の幸福に寄与すること＝正しさ」が、結果として不平等な再分配を生む危険性、③多くの人が受け入れ難いというだけで制限や不承認を被る少数の人々を生む危険性、が言われる。

基本的にソーシャルワーク実践の規範理論は、多くをこのリベラリズムの正義論に置いてきた⁸⁾。その理由は第一に、ロールズのいう「格差原理」が配分の正義を担う職能であるソーシャルワーク実践に最もなじむ概念だったからではないか。

次にリベラリズムを修正する概念として提出されたコミュニタリアリズムは、リベラリズムの正義をローカルな文脈に位置づけ、修正をはかる。この立場では、個人の自由・権利、さらにそれを行った自己決定は中立ではなく、共同体に依拠したローカルなものとなる。それゆえに、人が置かれている共同体の「善きもの」を守ることなく個人の幸福は発現しない、という立場を取る。しかしこの立場は、たとえば「女性に就労機会を与えないことはローカルな文化である」という言い方で文化的相対主義的な物言いにすり替えられる危険もあり、実践レベルでは注意を要する。さらに、ローカルな文脈を重視することは、さまざまなコミュニティを横断するより広範囲にわたる再分配が難しいという一面も持つ。現代のグローバル社会が要求するのは、まさにこのコミュニティを越えた再分配であり、文化多様性を受容すべき局面での援用が難しい点でもあろう。

このように、1980年代までは福利の「再分配」をめぐる規範理論がソーシャルワーク実践の「正しさ」を示すのに援用されてきた。しかし1990年代以降は、それまで正統とされていた再

7) たとえば、大規模災害時の医療現場でのトリアージなどがこれに相当する。

8) しかし近年、フェミニズムなどによって、ソーシャルワークが無定見にリベラリズム的正義論を中心とした伝統的な正義論に依拠する問題点が指摘されつつある（児島、2011；2012）。

分配の政治にのみ依拠した実践への反省的考察がなされるようになる。

同時期のソーシャルワーク実践では、援助原理としてポストモダン哲学や構築主義アプローチ、フェミニズムなどの受容がすすみ、普遍的人間像そのものへの問い合わせ始まったことがある。その状況の中でソーシャルワーク実践が求める規範理論は、一方では関係性や応答性を重視するケアの倫理との接続が試みられ、また他方では、グローバルな人の移動を伴う社会の変化に対応するべく、リベラルな多文化主義の実践可能性（＝承認の政治に依拠する実践）も探られるようになった。また、混迷する政治状況の中、民主主義を維持するために市民性教育を行う、という実践も加わり、こちらのほうはシティズンシップ論に軸足を置く。

このような21世紀の今に続く動きは未だ流動的で、論を新たにすべきところと思われる。

3.まとめ：自由・平等・共通善を巡る諸議論とソーシャルワーク実践者が 心得るべき点について

本稿で試みたのは、ソーシャルワーク実践が依拠する規範諸理論がどのように互いに批判的応答を行い、現在に至ったのかを、ソーシャルワーク専門職の国際定義に沿わせる形で検討することであった。

ソーシャルワーク実践者は、専門職能を期待される心理社会的支援者として人々に對峙するため、様々な倫理的ディレンマに即応することを求められることがある。それはたとえば「在留資格がない外国人居住者の生存権と福祉制度受給の権利」の二者択一かもしれないし、医療現場における「感染症予防勧奨と自己決定としての感染リスクの享受」の倫理的判断かもしれない。

このような場面で自らが取る行為が、どのような「正しさ」に基づいているのか。そして、その選び取った「正しさ」が関わる人びとの福利（幸福）に資する点は何か。阻害する点は何か。それはどのような時間軸で「正しい」のか。目の前の人々の幸福に資することで他の人々を阻害しないか……などなど、一瞬の判断に含まれる問いは数え切れない。しかし実践者である限り、これらの問いをその場に応じて比較考量しながら進むしかない。そのためには、本稿で試みたように、近代社会で「福利（幸福）」がどのように捉えられ、功利主義以降のような応答が批判的に重ねられてきたかを把握しておく必要がある。

特に1990年代以降は、社会構築主義や多文化主義、フェミニズム理論などの受容が自明となり、ソーシャルワーク実践に援用することは常態となりつつある。ゆえに、上記のような作業が必要であろう。

参考文献

- 安部彰・有馬斎（2009）ケアと感情労働—異なる学知の交流から考える 立命館大学生存学研究センター 報告書 vol. 8
- Hare, I. (2004) Defining social work for the 21st century. *International social work*, vol. 47(3): 407-424.
- Holosko, M. J. (2003) The History of the Working Definition of Practice, *Research on Social Work Practice*, vol. 13, no. 3, 271-283.
- 川村尚也（2002）リベラリズム、リバタリアニズム、コミュニタリアニズムと組織的知識創造：多文化社

- 会における知識創造のための多文化組織へのアプローチ. 経営研究 vol. 52, no. 4, 大阪市立大学経営学会.
- 児玉聰 (2012) 功利主義入門：はじめての倫理学 ちくま新書.
- 児島亜紀子 (2011) ソーシャルワークとケアの倫理：その受容的課題. 社会問題研究, vol. 60, p. 1-13. 大阪府立大学.
- (2012) 架橋する実践：ソーシャルワークの価値と倫理における「正義」および「ケア」をめぐって 社会問題研究, vol. 61, p. 15-28.
- 小山隆 (2006) 実証研究と規範理論研究：ソーシャルワーク研究のあり方として 評論社会科学 81.
- Kymlicka, W. (2002) *Contemporary Political Philosophy: An Introduction*. Oxford Univ. Press. (千葉眞・岡崎晴輝 監訳 W. キムリッカ (2005) 「新版：現代政治理論」日本経済評論社.)
- 中村剛 (2011) 福祉哲学とは何か：「超越論的次元を踏まえた社会福祉学の構想」の序論として. メタフュシカ, vol. 42, p. 123-134. 大阪大学.
- 中村俊也 (2000) 福祉 (well-being) 概念における「自己決定の尊重」理念の検討 社会関係研究 vol. 7, no. 1, p. 55-79. 熊本学園大学.
- (2004) ウェルビーイング実現へのアクセスとしてのソーシャルワーク実践：ソーシャルワークに人権と正義はいかなる指針を示すのか 社会関係研究 vol. 10, no. 1, p. 105-129. 熊本学園大学.
- Ramsay, R. (1988) Is social work a profession? *Futurist paper projected as a presentation at the 100th anniversary of the Canadian Association of Social workers*, Ottawa.
- 富樫ひとみ (2004) 福祉実践における自己決定への援助：援助に拒否的な高齢者のケースワークを通して 立命館産業社会論集 vol. 40, no. 3, p. 97-114.

(原稿受理日 2013年3月4日)